重要　申請の際は、必ずお読みください。

令和７年度
神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金
製造業及び倉庫業事業者の
交　付　申　請　要　領

※ 商業施設及びオフィスビルに入居する事業者（テナント）の申請要領は、
専用ホームページ（６月公開予定）でご確認ください。

- 支援対象期間
  令和６年８月～10 月、令和７年１月～３月分（第６期）

- 申請受付期間
  令和７年４月８日(火)から令和７年５月 30 日(金)まで

- 神奈川県ホームページ
  神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金　検索

- お問い合わせ先
  神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
  電話番号　０４５－２１０－５５５８
  受付時間　９時から 17 時まで（土日祝日を除く）

目次

1　支援金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２
2　特別高圧とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２
3　支援対象者(要綱の定め)・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２
4　支援金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P６
5　申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P８
6　申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
7　記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
8　第６期（令和６年８月～10 月及び令和７年１月～３月分）
　　を申請する方へ・・P16
9　支援金を交付されたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
10　製造業及び倉庫業の申請に係るＱ＆Ａ・・・・・・・・・・P17

1　支援金の目的　　令和７年３月 25 日版

国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する県内中小企業のうち、電力使用量が特に多く電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業及び倉庫業の事業者に対し、電気代の一部を支援することで、事業者の負担を軽減し、事業者を支援することを目的とします。

2　特別高圧とは

電力契約は、電力会社から電力の供給を受ける際の電圧により、低圧・高圧・特別高圧に分かれます。

本支援金の対象となるのは、契約電力が 2,000kW 以上、かつ供給電圧が 20,000V（20kV）以上である「特別高圧」のみです。

支援金を申請される際は、電力会社が発行する請求書などで、契約内容（契約電力、供給電圧）をご確認ください。（契約内容が不明な場合は、電力会社に直接お問い合わせください。）

（参考）電圧の種別

	契約電力	供給電圧
低圧	～50kW	～200V
高圧	50kW～	6,000V～
特別高圧	2,000kW～	20,000V～

3　支援対象者（要綱の定め）

本支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者です。

（１）みなし大企業等及び特別の法律により設立された法人（医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、商工会・商工会議所等）を除く中小企業等であること。

（２）特別高圧により受電する神奈川県内の事業所（以下「単独事業所」という。）又は、特別高圧により受電する神奈川県内の製造業の工場、工業団地若しくは物流施設に入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所（以下「店子事業所」という。）又は特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビル等に入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担している事業所（以下「テナント」という。）であること。

※　テナントは、こちらの申請要領は使用しません。

（３）前号の単独事業所又は店子事業所にあっては、製造業の工場又は倉庫であること。

（４）神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。

（５）国及び他の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を　受給しておらず、今後も重複して申請する意思がない事業所であること。

（６）神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

ウ　法人にあっては、代表者又は役員のうちにアに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ　法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

※１　中小企業の定義

中小企業支援法第2条第1項（抜粋）

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五　特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

※２　本支援金における、みなし大企業等とは、次のいずれかに該当するものとします。

ア　発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等

イ　発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

エ　支援金交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業等（＊）

＊　設立の日の翌日以後3年を経過していない場合は、みなし大企業等に該当しないものとする。ただし、次の場合を除く。

①　特定合併等に係る合併法人等に該当すること。

②　過去3事業年度のいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと。

③　外国法人であること。

④　過去3事業年度のいずれかの時において連結法人に該当していたこと。

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金
製造業及び倉庫業の対象事業所判定フローチャート

【注意】このフローチャートは、支援金の対象事業所であるかどうかを判定するものであり、支援金を受け取れるかを判定するものではありません。

※低圧や高圧受電者に対しては、既に国（経済産業省・資源エネルギー庁）による補助が行われているため、今回は対象外です。

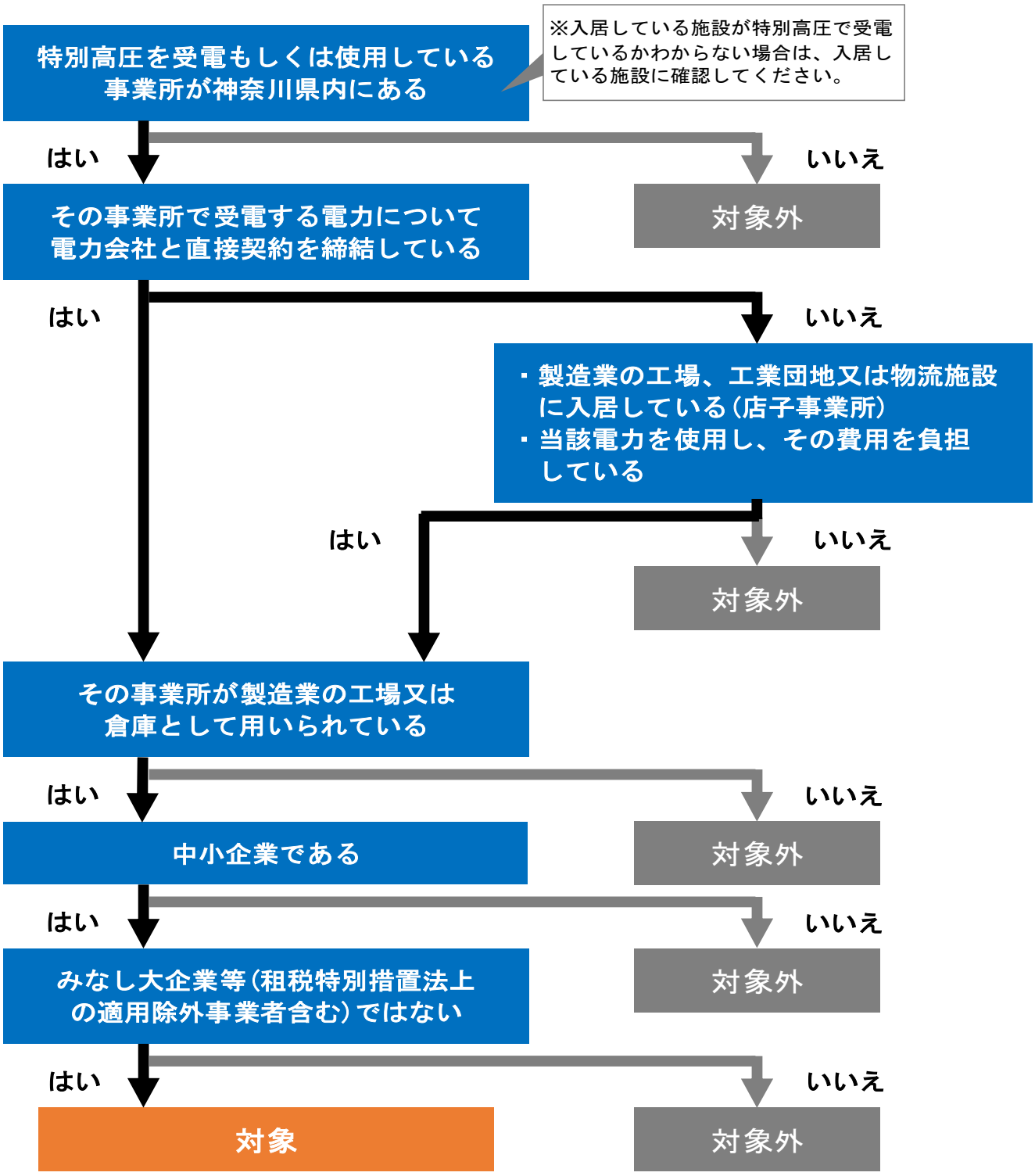

◆判定基準（製造業及び倉庫業事業者の支援対象となるかどうか）

（１）単独事業者の場合

●事業所が**製造業の工場**であることの判断基準

製品の製造加工を行う工場である場合	**対象**
製品の製造加工を行う工場であって、同一敷地内に事務所、営業所、研究所、倉庫等がある場合	**対象** ※
製品の製造加工を行わない場合（選別・包装のみを行う事業所）	対象外
製造業を営む事業者の本社、営業所、研究所である場合	対象外

●事業所が**倉庫**であることの判断基準

倉庫業に登録している倉庫である場合	**対象**
倉庫業に登録している倉庫であって、同一敷地内に事務所、営業所、研究所等がある場合	**対象** ※
倉庫業に登録している事業者の本社、営業所である場合	対象外

（２）店子事業所の場合

●店子である事業所が**製造業の工場**であることの判断基準（支援対象となるか）

製品の製造加工を行う工場である場合	**対象**
製品の製造加工を行う工場であって、同一敷地内に事務所、営業所、研究所、倉庫等がある場合	**対象** ※
製品の製造加工を行わない場合（選別・包装のみを行う事業所）	対象外
製造業を営む事業者の本社、研究所、営業所である場合	対象外

●店子である事業所が**倉庫**であることの判断基準（支援対象となるか）

倉庫業に登録している倉庫である場合	**対象**
倉庫業に登録している倉庫であって、同一敷地内に事務所、営業所、研究所等がある場合	**対象** ※
物流施設に入居して実態として倉庫のために利用している場合	**対象**
倉庫業に登録している事業者の本社、営業所である場合	対象外

（注意）

対象の同一敷地内に事務所・営業所・研究所等がある場合であって、当該対象の経費が、事務所・営業所・研究所等の経費に比べて著しく少ない場合は、当該事業所全体について製造業・倉庫業事業者の支援対象外とする。

ただし、子メーターで当該対象の電力消費量が判別できる場合は、当該対象のみ製造業・倉庫業事業者の支援対象とする。

4　支援金の算定方法

支援金の額は、各月の特別高圧で受電した電力の使用量に基づき、算定します。

区　分	対　象　月	単　価
第６期	令和６年８月、９月	**２．０円/kWh**
	令和６年 10 月、令和７年１月、２月	**１．３円/kWh**
	令和７年３月	**０．７円/kWh**

なお、算出した各月の支援金の額は、１円未満を切捨てるものとします。

【例】

（1 円未満切捨て）

（令和 6 年 8 月分）　71,001kWh×2.0 円＝142,002.0 円　→　交付金額　142,002 円
（令和 6 年 9 月分）　71,258kWh×2.0 円＝142,516.0 円　→　交付金額　142,516 円
（令和 6 年 10 月分）70,889kWh×1.3 円＝　92,155.7 円　→　交付金額　92,155 円
（令和 7 年 1 月分）　69,777kWh×1.3 円＝　90,710.1 円　→　交付金額　90,710 円
（令和 7 年 2 月分）　67,579kWh×1.3 円＝　87,852.7 円　→　交付金額　87,852 円
（令和 7 年 3 月分）　70,246kWh×0.7 円＝　49,172.2 円　→　交付金額　49,172 円

交付合計金額　604,407 円

◆支援対象期間の考え方

原則として、電力会社が発行する請求書に「○月分」などと記載がある場合は、その記載に従い、対象月分の電気使用量を支援の対象とします。

請求書に「○月分」などと明記されていない場合は、当該請求書の請求対象となる使用期間に、対象月の日付が含まれているものを支援の対象とします。ただし、１か月分の締め日が月の途中にある場合は、使用期間の日付が含まれる対象月を任意に選択できるものとします。

例）

①　月末締めの場合

使用期間が令和６年８月１日～令和６年８月 31 日　→　令和６年８月分となる

②　15 日締めの場合

使用期間が令和６年８月 15 日～令和６年９月 14 日

→　令和６年８月分又は９月分となる（任意選択）

※　選択の仕方は各月で統一するようにしてください。

たとえば、上記で令和６年８月 15 日～令和６年９月 14 日を８月分とした場合、令和６年９月 15 日～令和６年 10 月 14 日は９月分としてください。令和６年８月 15 日～令和６年９月 14 日と令和６年９月 15 日～令和６年 10 月 14 日をどちらも９月分としたりすることはできません。

◆対象となる事業所が複数ある場合・同一事業所内で複数の特別高圧受電契約を締結している場合

（１）対象となる事業所が複数ある場合

全事業所の各月の電力使用量を用いて算定してください。事業所ごとに個々に電力契約を締結している場合は、本社などにより企業単位でまとめて申請してください。

【記載例】

		令和６年８月	令和６年９月	令和６年10月	令和７年１月	令和７年２月	令和７年３月	計
事業所１	支援単価Ａ（円/KWh）	2.0	2.0	1.3	1.3	1.3	0.7	―
	電力使用量Ｂ（KWh）	71,001	71,258	70,889	69,777	67,579	70,246	―
	Ａ×Ｂ（円） １円未満切り捨て	142,002	142,516	92,155	90,710	87,852	49,172	604,407
事業所２	支援単価Ａ（円/KWh）	2.0	2.0	1.3	1.3	1.3	0.7	―
	電力使用量Ｂ（KWh）	51,987	51,258	50,334	49,775	47,975	60,641	―
	Ａ×Ｂ（円） １円未満切り捨て	103,974	102,516	65,434	64,707	62,367	42,448	441,446
合　計　金　額								**1,045,853**

（２）同一事業所内で複数の特別高圧受電契約を締結している場合

全契約の各月の電力使用量を用いて算定してください。

【記載例】

		令和６年８月	令和６年９月	令和６年10月	令和７年１月	令和７年２月	令和７年３月	計
Ａ工場契約１	支援単価Ａ（円/KWh）	2.0	2.0	1.3	1.3	1.3	0.7	―
	電力使用量Ｂ（KWh）	71,001	71,258	70,889	69,777	67,579	70,246	―
	Ａ×Ｂ（円） １円未満切り捨て	142,002	142,516	92,155	90,710	87,852	49,172	604,407
Ａ工場契約２	支援単価Ａ（円/KWh）	2.0	2.0	1.3	1.3	1.3	0.7	―
	電力使用量Ｂ（KWh）	51,987	51,258	50,334	49,775	47,975	60,641	―
	Ａ×Ｂ（円） １円未満切り捨て	103,974	102,516	65,434	64,707	62,367	42,448	441,446
合　計　金　額								**1,045,853**

◆共同で受電し、電力使用量に応じて入居者で電気料金を分担している場合

子メーターで、各入居者の各月の電力使用量を確認できる場合は、電力使用量に応じて算定してください。

子メーターがついていない場合は、建物の延床面積で按分して算定してください。建物の延床面積での按分が難しい場合は、申請要領１ページのお問い合わせ先までご相談ください。

５　申請方法

【申請受付期間】

区分	支給対象期間	申請期間
第6期	令和6年8月～10 月 及び 令和7年1月～3月分	令和7年4月8日(火)～令和7年5月 30 日(金)

【申請方法】

神奈川県電子申請システムによる申請

※ 県ホームページから申請してください。

※ 申請様式もこちらからダウンロードできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html

※　必要な提出書類については、製造業及び倉庫業事業者の申請要領 10、11 ページの「６　申請書類」をご確認ください。

電子申請の動作環境、利用上の注意、よくある質問などは、
「神奈川県電子申請システム」のページでご確認ください。
スマートフォンやタブレットは、一部対応できない機種があります。
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/

県では、できるだけ速やかに交付手続を進めるため、電子申請を推奨しています。
電子申請が難しい場合は、下記までご相談ください。

お問い合わせ先：神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
電話番号　０４５－２１０－５５５８
９時から 17 時まで（土日休日を除く）

◆電子申請の流れ

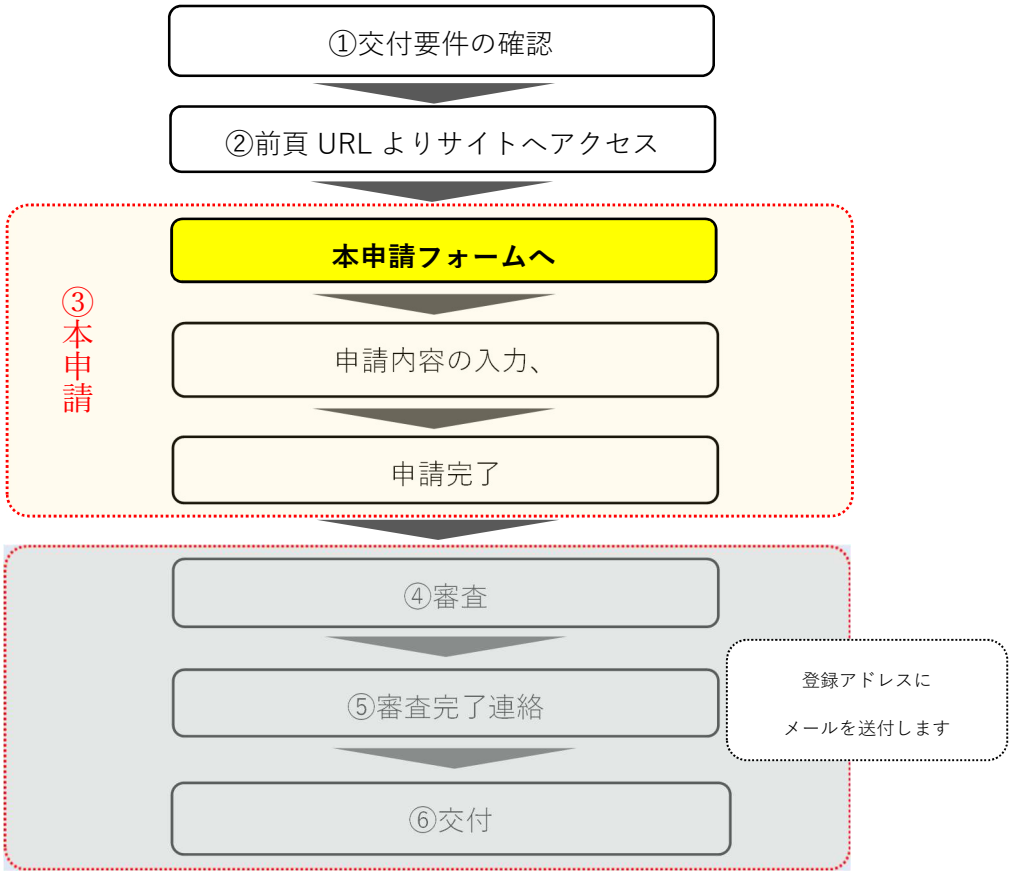

（１）支援金の交付要件を確認してください。

（２）前ページの URL より電子申請システムへアクセスしてください。過去に利用者登録を行っている場合は、利用者ＩＤ及びパスワードを使ってログインすることができます。また、ＧビズＩＤアカウントをお持ちの方は、ＧビズＩＤを使ってログインすることができます。ＩＤをお持ちでない方は、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からログインいただくか、利用者登録を行ってください。

（３）申請フォームに沿って内容を入力し、必要書類のアップロードを行ってください。申請が完了すると、登録したアドレスにメールが届きます。

（４）県で審査を行います。申請書類に不備や不明点がある場合、個別にお問い合わせをさせていただくことがございます。

（５）審査が完了すると、登録したアドレスにメールが届きます。その後、結果が文書で届きますので、ご確認ください。

（６）審査結果の通知後、指定口座へ支援金を振り込みます。

※　電子申請の場合、電子申請システム上で、処理状況を確認することができます。申請完了後に届くメールにて、ＵＲＬ及び整理番号、パスワードをお伝えしますので、そちらからご確認ください。

処理状況ステータス	状態
「処理待ち」	電子申請を受け付けた状態です。
「処理中（仮受付）」	審査中の状態です。
「完了」	審査が完了した状態です。

６　申請書類

申請書類は、下記記載内容をよく確認のうえで提出してください。

申請書類区分	書類 No
交付申請書兼実績報告書、宣誓･同意書／役員氏名確認	１・２
支援金の振込に必要な書類	３
中小企業であることを確認する書類(みなし大企業等でないことを確認)	４・５・６
製造業・倉庫業であることを確認する書類	７・８
特別高圧受電施設であること、毎月の電力使用量の確認	９・10
必要な提出書類が揃っているか確認する書類	11

※　書類２～11 については、電子ファイルでご提出ください。
　　ファイル形式は、**書類２は Excel ファイル**、**書類３～11 は PDF ファイル**としてください。

※　第１～５期（令和５年４月～令和６年５月）の給付金を申請した方で、２～９の書類の内容に変更がない場合、契約書等で第６期の支援対象期間も含まれている場合は、提出不要です。

1	**神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金（製造業・倉庫業）交付申請書兼実績報告書、宣誓・同意書（第１号様式）** **必須** ・　電子申請フォームへ直接入力してください。 ※（郵送申請の場合）宣誓・同意書の内容を確認の上、宣誓・同意書を忘れずに必ず添付してください。
2	**役員等氏名一覧表（第２号様式）** **新規申請者必須** ※第１～５期に提出済で内容に変更がない場合は不要 ・　以下のサイトから様式をダウンロードしてください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html ・　【法人の場合】申請日時点の役員の方全員について記載してください。 ・　【個人事業者の場合】申請日時点の代表者の方について記載してください。 ※ 様式最下段の照会の同意について、事業者名、代表者の役職・氏名も必ず記載してください。
3	**振込先口座の通帳等の写し** **新規申請者必須** ※第１～５期に提出済で内容に変更がない場合は不要 ・　次の項目が確認できる書類を提出してください。 「金融機関名」「支店名」「預金種別（普通・当座）」「口座番号」「口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）」 ・　法人の場合は、法人名義の振込口座、個人事業者等の場合は、代表者本人名義の振込口座の通帳等の写しをご提出ください。(申請する法人及び代表者本人名義以外の口座振込はできません。) ・　預金通帳の場合は、表紙を１ページめくった中表紙の見開きページの写し、インターネットバンキングの場合は、上記の情報がわかるサイトの画面の写しを提出してください。 ※ 万が一、申請後に振込先口座に変更があった場合は、必ず申し出てください。
4	**直近過去３年又は３事業年度の確定申告書の写し** **新規申請者必須** ※1～5期で提出後、確定申告を行っているときは、その確定申告書をご提出ください。 ・　【法人の場合】直近過去３事業年度分の確定申告書別表一の控の写しをご提出ください。 ・　【個人事業者の場合】直近過去３年分の確定申告書第一表の控の写しをご提出ください。 ・　確定申告書別表一及び第一表の控には、収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Tax による申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。 ・　設立の日又は事業開始の日の翌日以後３年を経過していない場合は、提出は不要です。
5	**履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）又は本人確認書類の写し（個人事業者等の場合）** **新規申請者必須** ※第５期に提出済で内容に変更がない場合は不要 ・　履歴事項全部証明書は、提出時から３か月以内に発行されたものをご提出ください。 ・　本人確認書類の写しは、運転免許証・マイナンバーカード（表面）・在留カードのいずれか１点

	をご提出ください。いずれもない場合は、健康保険証やパスポートの写しに加え、氏名・住所が明記された公共料金の領収書の写しをご提出ください。
6	**雇用人数を確認できる書類** **必要な場合のみ** **（資本金又は出資の総額が中小企業支援法第２条第１項に規定する額を超える事業者）** ・　資本金又は出資の総額が中小企業支援法第２条第１項に規定する額を超える場合は、中小企業かどうかの確認のため、雇用人数を確認できる書類が必要です。 ・　労働保険概算・確定保険料申告書の写し、賃金台帳の写しなど、雇用人数を確認できる書類をご提出ください。 （資本金又は出資の総額が中小企業支援法第２条第１項に規定する額以下の事業者は不要です。）
7	**貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（製造業の場合）、販売費及び一般管理費明細書** **新規申請者必須**　※第１～５期に提出済の場合は不要。ただし、最新版がある場合は、ご提出ください。 ・　直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（製造業の場合）、販売費及び一般管理費明細書の写しをご提出ください。
8	**当該事業所が製造業又は倉庫業のために用いられていることを確認できる書類** **新規申請者必須**　※第１～５期に提出済で内容に変更がない場合は不要 ・　【製造業の工場である場合】建築基準法基づく検査済証の写し又は建物の不動産登記（※）など建物の用途が「工場」であることを確認できる書類をご提出ください。 ・　【倉庫業の登録を受けている場合】倉庫業法第３条に基づく登録申請書の写し及び登録通知書の写し ・　【倉庫業の登録を受けていない場合】建築基準法に基づく検査済証の写し又は建物の不動産登記（※）など建物の用途が「倉庫」であることを確認できる書類をご提出ください。 ・　店子事業所の場合は、施設の管理者から直接県に提出することも可能です。その場合は、ご相談ください。 ※　記載事項に変更がない場合は、最新の発行日である必要はありませんが、必要に応じて最新の発行日のものの提出をお願いする場合があります。
9	**申請する各月において特別高圧により受電していることを確認できる書類** **10でわかる場合は不要**　※第１～５期に提出した書類に、第６期支援対象期間が含まれている場合は不要 ・　電力会社との契約書の写しなど、申請する各月において特別高圧により受電していることを確認できる書類をご提出ください。 ・　工業団地又は物流施設に入居している場合は、入居する施設の電力会社との契約書の写しなど、申請する各月において特別高圧により受電していることを確認できる書類をご提出ください。（施設の管理者から直接県に提出することも可能です。その場合は、ご相談ください。） ・　次の 10 で電力会社からの請求書の写しを提出する場合で、請求書で特別高圧であることが確認できる（契約電力が 2,000kW 以上、かつ供給電圧が 20,000V（20kV）以上となっているなど）場合は、提出を省略できるものとします。
１０	**申請する各月の当該事業所の月間電力使用量を確認できる書類**　**必　須** ・　電力会社からの請求書の写しなど、申請する各月において、当該事業所の月間電力使用量が確認できる書類をご提出ください。 ・　工業団地又は物流施設に入居している場合は、入居する施設の管理者からの請求書の写しなど、申請する各月において、当該事業所の月間電力使用量が確認できる書類をご提出ください。
１１	**チェックリスト**　**必　須** ・　以下のサイトから様式をダウンロードしてください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html ・　必要な書類が揃っているかどうか、チェックを記入し、こちらは**必ず**ご提出ください。

7　記載例

第１号様式（第5条関係）

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金（製造業・倉庫業）交付申請書
兼実績報告書、宣誓・同意書

令和７年　４月　７日

神奈川県知事　殿

別紙１記載の宣誓・同意書事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ中小製造業等特別高圧受電者支援金を次のとおり申請及び報告します。

法人の方	本店所在地	〒　２３１－８５８８ 神奈川県横浜市中区日本大通り１												
	フリガナ	カブシキガイシャ　カナガワケンチョウ												
	法人名	株式会社神奈川県庁												
	代表者役職	代表取締役												
	フリガナ	カナガワ　タロウ												
	代表者名	神奈川　太郎												
	法人番号	（13桁で記入）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
個人事業者の方	自宅住所	〒												
	フリガナ													
	氏　名													
	生年月日	西暦　　年　　月　　日												

どちらか一方、該当の方に記載

担当者名	役職名	総務部長	フリガナ	ケンチョウ　ハナコ			
			氏名	県庁　花子			
連絡先	E-mail	abcdeg　@　pref.kanagawa.lg.jp					
	固定電話	045-****-****	携帯電話	080-****-****			
基本情報	従業員数	250　人	資本金・出資金	5,000　万円			
	設立年月日	西暦　1990 年　4 月　1 日	決算月 ※法人の場合	4 月	業　種 （日本標準産業分類の大分類）	製造業	

【要件内容】

要件①	みなし大企業等を除く中小企業（該当する項目すべてをチェックして下さい）	☑ 中小企業支援法第２条第１項に規定する中小企業者である ☑ みなし大企業等※１に該当しない
要件②	特別高圧を受電又は使用しているか（該当する項目を選択して下さい）	☑ 特別高圧により受電する神奈川県内の事業所である ☐ 特別高圧により受電する神奈川県内の製造業の工場、工業団地又は物流施設に入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所である
要件③	製造業又は倉庫業（該当する項目を選択して下さい）	☑ 日本標準産業分類における「製造業」に該当し、主として「新たな製品の製造加工」を行う事業所である ☐ 倉庫業法第３条に規定する国土交通大臣の登録を受けている又は物流施設に入居して実態として倉庫のために利用している事業所である

どちらにも該当する必要がある

選択、又は両方選択の場合もある

該当する業種を選択

※１　「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
ア　発行済株式の総数又は出資金額等の総額の２分の１以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等
イ　発行済株式の総数又は出資金額等の総額の３分の２以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等
ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業等
エ　支援金申請時において、確定している直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等

【支援金振込先口座情報】

金融機関※２	県庁	銀行 信用金庫 信用組合 その他	店名	関内	本店 支店	種別	普通・当座・（　）	口座番号（右詰め）	9	8	7	6	5	4	3
	金融機関コード	9	0	8	0	店番号		1	2	3					
口座名義人（カナ）※３	カ）カナガワケンチヨウ													

※２　口座は、法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

※３　通帳の表紙を１ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載されたものを記入して下さい。

（注）ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。
ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

※ご確認のうえ、本紙も必ずご提出ください。

別紙１

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金に係る宣誓・同意書

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付要綱（以下「本要綱」という。）の規定に基づき、交付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金（以下「支援金」という。）について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

１　本要綱に定める支援金に係る交付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の交付を受けていない場合は支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は本要綱第９条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。

２　支援金の交付の申請に当たり、神奈川県が本要綱第６条第１項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について交付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不交付となった場合には、本要綱第９条第１項第４号に従い、交付を受けた全部又は一部の支援金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、本要綱第６条第３項により、交付を受ける前の支援金は不交付となり、新たに支援金の交付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。

３　神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。

４　国及び神奈川県以外の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。

５　確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに神奈川県が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により５年間保存します。
※　帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。

６　神奈川県の求めに応じて５で保存している情報を速やかに提出します。

７　代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
⑵　法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
⑶　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
⑷　法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

８　暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、支援金の受領後であっても応じます。

【計算書】

法人名又は屋号	株式会社神奈川県庁	法人番号	１２３４５６７８９０１２

事業所一覧

１事業所ごと、１契約ごとに記載して下さい。

番号	事業所の名称	事業所の所在地	電力の契約先
1	第１工場	横浜市中区日本大通り１	○○エナジーパートナー株式会社
2	第２工場	横浜市中区日本大通り３	○○エナジーパートナー株式会社
3	厚木工場	厚木市水引２－３－１	○○エナジーパートナー株式会社
4	厚木工場	厚木市水引２－３－１	○○電力株式会社
5			

※枠が足りない場合は増やして下さい。

交付申請額計算

申請対象月　☑令和6年8月　☑令和6年9月　☑令和6年10月　☑令和7年 1月　☑令和7年 2月　☑令和7年 3月

申請する月にチェックを入れて下さい。

上記の事業所一覧の番号と対応させて下さい。

番号	区分	支援単価A（円/kWh）	電力使用量B（kWh）	A×B（円）1円未満切捨て
1	令和6年8月	2.0	71,001	142,002
	令和6年9月	2.0	71,258	142,516
	令和6年10月	1.3	70,889	92,155
	令和7年1月	1.3	69,777	90,710
	令和7年2月	1.3	67,579	87,852
	令和7年3月	0.7	70,246	49,172
2	令和6年8月	2.0	51,987	103,974
	令和6年9月	2.0	51,258	102,516
	令和6年10月	1.3	50,334	65,434
	令和7年1月	1.3	49,775	64,707
	令和7年2月	1.3	47,975	62,367
	令和7年3月	0.7	60,641	42,448
3	令和6年8月	2.0	9,001	18,002
	令和6年9月	2.0	9,258	18,516
	令和6年10月	1.3	9,889	12,855
	令和7年1月	1.3	8,777	11,410
	令和7年2月	1.3	8,579	11,152
	令和7年3月	0.7	9,246	6,472
4	令和6年8月	2.0	21,987	43,974
	令和6年9月	2.0	21,258	42,516
	令和6年10月	1.3	20,334	26,434
	令和7年1月	1.3	19,775	25,707
	令和7年2月	1.3	17,975	23,367
	令和7年3月	0.7	25,641	17,948
5	令和6年8月	2.0		0
	令和6年9月	2.0		0
	令和6年10月	1.3		0
	令和7年1月	1.3		0
	令和7年2月	1.3		0
	令和7年3月	0.7		0
			交付申請額	1,304,206

事業所一覧の記載を先に行う。
自動計算のため入力の必要なし

自動計算のため入力の必要なし

県への申請額	1,304,206	円

3

（第２号様式）

役員等氏名一覧表

令和 7 年 4 月 7 日現在

役職名	氏　名	氏名カナ	生年月日（年号T.S.H、数字は半角）				性別	住 所
			元号	年	月	日	（男・女）	
代表取締役	神奈川　太郎	カナガワ　タロウ	S	22	2	2	男	神奈川県〇〇市〇区〇〇町〇-〇-〇
取締役	県庁　花子	ケンチョウ　ハナコ	S	44	4	4	女	神奈川県〇〇市〇〇〇-〇-〇
取締役	神奈川　次郎	カナガワ　ジロウ	S	33	3	3	男	神奈川県〇市〇〇〇区〇〇〇-〇
監査役	県庁　三郎	ケンチョウ　サブロウ	H	1	2	3	男	東京都〇〇区〇〇〇-〇〇〇コーポ〇〇号室

履歴事項全部証明書に記載されている役員全員を記載

※法人格のない任意団体又は個人事業者は代表のみ記入すること。

※法人格のある団体は監事も含めたすべての役員を記入すること。

記載必須（個人事業者も代表者を記載）

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

事業者名	株式会社神奈川県庁
代表者　役職名	代表取締役
氏　名	神奈川　太郎

８　第６期（令和６年８月～10 月及び令和７年１月～３月分）を申請する方へ

（１）申請受付期間は、**令和７年４月８日（火）から令和７年５月 30 日（金）まで**です。

（２）支援金の算定方法の単価は、

令和６年８月、９月は、　　2.0 円/KWh
令和６年 10 月、令和７年１月、２月は、1.3 円/KWh
令和７年３月は、　　0.7 円/KWh　です。

（３）申請は、**神奈川県電子申請システムにより申請**してください。

※県では、できるだけ速やかに給付手続を進めるため、電子申請を推奨しています。
電子申請が難しい場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

【第６期で初めて申請する方へ】

・　まず、申請要領２ページの **３支援対象者**、４ページの **製造業及び倉庫業の対象事業所判定フローチャート**をご覧いただき、支援対象者であることをご確認ください。
・　第６期において、新規で申請を希望される場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

【第１～５期の間に支援金が交付された事業者の方へ】

・　これまでの申請と同様に申請してください。
・　申請要領 10、11 ページの申請書類のうち、２～９については、内容に変更がない場合は省略できる書類があります。
・　９の電力需給契約書等については、すでに提出したものが、
今回の支給対象期間全てを含んでいるか確認してください。
・　申請事業所が賃貸借契約により事業を行っている場合で、これまでに賃貸借契約書等を提出されている方については、契約が更新されていましたら、
今回の支給対象期間全てを含んでいる賃貸借契約書等の提出が必要です。

お問い合わせ先：神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
電話番号　０４５－２１０－５５５８　９時から 17 時まで（土日休日を除く）

９　支援金を交付されたら

（１）書類の整備

支援金を交付された事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておく必要があります。

支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、**５年間**保存してください。

保存期間満了前に、法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者に書類を引き継ぐようにしてください。（権利義務を承継する者がいない場合は、ご相談ください。）

（２）アンケート協力

支援金の交付後、アンケートを実施予定です。アンケートへのご協力をお願いいたします。

１０　製造業及び倉庫業の申請に係るＱ＆Ａ

※　こちらは、ホームページの製造業及び倉庫業の申請に係るよくある質問（Ｑ＆Ａ）から閲覧できます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetsukoatsu/qa.html

【注意事項】
支援金の交付後、要件を満たさない事実が発覚した場合は、期限を定めて、交付した支援金全額の返還を求めます。
返還の際は、支援した金額と、受領の日から納付の日までの日数に応じ当該支援金の額に年 10.95 パーセントの割合で算定した加算金との合計額を支払う義務を負い、知事は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行います。

中小製造業等特別高圧受電者支援金に関するお問い合わせ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
電話番号　０４５－２１０－５５５８
平日　９時から 17 時まで（土日休日を除く）

〒２３１－８５８８　神奈川県横浜市中区日本大通１